

新居浜市補助金公募制度の見直しについて(案)

平成20年6月

新居浜市

目 次

1. これまでの経緯と見直しの必要性	1
2. 3年間の成果	1
3. 補助金額等の推移	1
4. 3年間の課題	2
5. 見直しの基本方針	2
6. 制度の主な変更点	3
7. その他の事項	4
8. 今後のスケジュール(予定)	4

1. これまでの経緯と見直しの必要性

平成16年に本市を襲った災害や国の三位一体の改革の影響による厳しい財政状況を直接的な契機として発足した補助金公募制度については、制度導入から3年を経過しました。

この制度は厳しい財政状況の中、①公金の支出における透明性と公平性を確保し、②限られた財源の有効活用を図るとともに、③市民と行政との協働による公益活動を促進するなどを目的として導入したのですが、開始時の対応として3年間は制度を維持し、その後見直しを行うこととしていました。

また、各事業の補助期間に最長3年の終期を設定しており、経過後に事業継続の必要性の有無を判断することとしていますことから、継続の必要性の検討が必要となっています。

これらを踏まえた上で、3年間の取り組みにおける補助金公募制度の成果と課題について総括を行い、制度の見直しを行いました。

2. 3年間の成果

現行の補助金公募制度については、市（行政）が市以外のもの（団体または個人）に対して交付する補助金のすべてを公募対象とした上で、行政として義務的に支出すべきと位置付けられている補助金（法律等に基づき支出する補助金等6項目）を除くものについては、統一基準のもと採点評価を行い、採否を決定することとしています。

3年間の成果については、第三者機関である補助事業公募審査会（以下「審査会という。」）において、3つの視点（公益性、妥当性、効果効率性）について審査委員が採点を行い、合計点で採否を決めるものであり、審査会は全面公開するとともに、審査結果は市ホームページ等に掲載するなど情報公開については徹底を図ったことから①公金支出の透明性と公平性の確保については、十分な成果が得られたものと考えています。

また、②限られた財源の有効活用については、審査会における点数評価により総合点の高い事業が採択されたことで、財源の有効活用が図られました。

③市民と行政との協働による公益活動の促進については、申請団体等に「補助金を受けるための十分な公益性等が必要である」「補助金は恒久的なものではなく自立するための一時的な財政支援であり、将来的には自立が必要である」などの一定の理解がなされた点については評価されるものと考えています。

3. 補助金額等の推移

平成16年度以降の補助金（当初予算額）の推移は下記のとおりとなっています。平成16年の災害を受けて平成17年度の補助金は4億5,800万円の大幅な減少、公募制度が始まった平成18年度は2億円弱の減小となっています。

補助金公募制度としての実績は、平成20年度補助事業全体が6億8,724万6千円で導入初年度比較2.1%の増加、内義務的以外の補助金が1億6,842万9千円で6.0%の増加となっています。

補助金額等の推移（平成16年度－平成20年度）（千円）

年度 \ 項目	申請 件数	申請金額	当初予算 件数	当初予算金額	内義務的 補助金	内義務的以 外補助金	市税に対 する割合
平成16年度			193	1,329,859			
平成17年度			158	871,797			
平成18年度	288	763,562	168	673,263	514,369	158,894	4.00%
平成19年度	194	683,500	172	665,126	488,806	176,320	3.80%
平成20年度	182	707,633	176	687,246	518,817	168,429	3.90%

※平成18年度以降の申請件数及び金額は、公募により申請されたものです。
※金額には、市税4%枠対象外の事業（市一財負担のないもの）を含みます。

4. 3年間の課題

公募制度を実施した3年間に顕在化した具体的な課題は次のとおりです。

- A 審査件数が非常に多いことから、一事業当たりの審査時間が短く、また、このことから審査委員の負担が大きいこと
- B 補助金の財源枠（市税収入の4%）が不安定（市税収入の変動が大きい、枠の決定時期が遅い、市税決算額と差が生じている、義務的補助金により義務的以外の補助金の枠を圧迫するなど）であること
- C 一次審査において30点未満の場合は、書類審査だけの判断で不採択となり、公開プレゼンテーションの機会が与えられないこと
- D 事業の自立や目的の達成等により終期を迎えた事業が少ないこと、また、市民と行政の協働促進を目的とした新たな事業の申請が少ないこと
- E 必要性が極めて高い事業についても補助率2分の1、新規事業100万円限度の規定のために、補助金として支出できない場合があること
- F 審査会から指摘された課題として、義務的補助金についての見直しが十分でなく、今後も継続した見直しが必要であること

5. 見直しの基本方針

3年間の成果と課題を踏まえて、次の3点を見直しの基本方針とします。

基本方針

- (1) 補助金公募制度は継続することとします
- (2) 旧制度における課題の解消を図ります
- (3) 3年間（平成21年度～23年度事業）の時限制度とします

(1) については、3年間の取り組み成果を生かすとともに、厳しい財政状況の中、補助事業の選択と集中（限られた財源を有効に活用し、公益性等が高い事業等に補助を行い、逆に低い事業は整理する）を行うためには、補助金の決定過程の透明性、公平性を確保することが不可欠です。この手段として補助事業を公募の上、第三者機関において審査を行うことが最も適切な方法であり、このことから補助金公募制度は継続することとします。

(2) については、補助金公募制度を実効性が高いものとするために、現制度の課題についてはできるだけ解消することとします。

(3) については、地方自治体を取り巻く環境が大きく変わり、今後の財政運営も不確かな要素が増大しています。このことから市が支出できる補助金額も十分に確保できない状況も予測されます。反面、市民と行政の協働によるまちづくりは重要性を増しており、自発的な活動を支援するために補助金支出を含む公的支援が求められています。このため、平成21年度～平成23年度の3年間に限り、見直しされた補助金公募制度の基本的な骨子を維持するとともに、補助金の財源についても一定の額を確保することとします。また、3年経過後はその時点の財政状況等を十分に加味した上で、再度補助制度を見直すこととします。

6. 制度の主な変更点

3年間の課題を踏まえて、主に7項目の変更を行います。（詳細は別紙「新たな補助金公募制度の主な変更点（案）」のとおりです）

- (1) 従来の義務的補助金に加え、政策的課題に対応する事業等を公開審査の対象外とする区分の変更を行うことから、区分名称を審査会の公開（採点）審査により採択、不採択を決定する「審査会が公開審査する補助金」とそれ以外の「市が認定する補助金」とします。
- (2) 「市が認定する補助金」は、3年間の審査結果等を踏まえ、旧「義務的補助金」の6項目に2項目を追加し、8項目とします。（課題 A・E 対応）
- (3) 審査会と市で、一定の役割を分担することとします（「市が認定する補助金」については新規事業の区分確認等は審査会で行うこととしますが、継続事業の区分確認及び補助金の継続的な見直しは3年間の指摘等を踏まえ、市が主体的に行うこととします）（A・F）
- (4) 現行制度は、全ての補助事業を対象として補助金の財源枠（市税の4%）を設定していましたが、財源を安定化し、解りやすくするために「審査

会が公開審査する補助金」だけを対象とした定額の補助金枠を設定することとします。(B)

- (5) 一次審査の採択基準等を変更し、30点未満であっても二次審査の対象とするとともに、二次審査の位置づけを従来の優先順位の決定から変更し、二次審査の結果により採択を決定することとします。(A・C)
- (6) 申請書に「補助継続の必要性」「自立に向けての取組」の欄を設け、審査項目「効果効率性」の判断要素とすることにより、事業継続の必要性について判断を行い、今後の事業の自立等の促進を図ることとします。(D)
- (7) 市民と行政の協働の観点から審査を行うために、審査委員について7名から8名に増員し、学識経験者4名、市民代表委員2名、公募による委員2名とします。(D)

7. その他の事項

下記の点については、見直し前の制度の取り扱いを継続することとします。

- ・公募対象となる事業及び団体（組織）
- ・補助対象とする経費
- ・補助率（「審査会が公開審査する補助金」については1／2を上限とします）
- ・補助限度額（「審査会が公開審査する補助金」について、新規の補助金は、100万円を上限とし、前年度に交付決定された補助金は、その相当額を上限とします）
- ・財源の確保（団体の自助努力によって事業費の財源を別に確保した場合には、補助金申請を辞退していただくことなど）
- ・情報公開（申請から決定に至る内容については、市ホームページ等で情報公開すること）
- ・特別措置（補助金申請の時期を逸した場合に、一定の要件を満たした場合は、例外として取り扱うこと）

8. 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|--------|---|
| 6月 | 2日～20日 | 見直し（案）に対するパブリックコメント実施 |
| 7月 | 1日 | 新たな補助金公募制度の決定 |
| | 10日～ | 市ホームページ等による広報 |
| 8月上旬 | | 市政だより8月号掲載（変更内容等）
平成21年度補助事業の公募等に関する取り扱い要領公表 |

8月中旬～	平成21年度補助事業の公募申請受付（9月上旬まで）
10月下旬	補助事業公募審査会一次審査（書類審査）
12月下旬	補助事業公募審査会二次審査（公開プレゼンテーション審査）

新たな補助金公募制度の主な変更点(案)

表記:義務的補助金=「義務的」 義務的以外の補助金=「義務的以外」、平成18~20年度制度=「旧制度」

番号	項目	旧制度	課題	新制度(案)	変更理由	備考
1	補助金の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・義務的に支出すべき補助金 ・義務的以外の補助金 		<ul style="list-style-type: none"> ・市が認定する補助金 ・審査会が公開審査する補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間の審査を踏まえ、従来の「義務的」に加え、政策的課題に対応する事業等を、市が認定する補助金とする区分の見直しを行うため 	
2	市が認定する補助金の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務的」として位置づけられる6項目 (1)法律または条例に基づき、支出内容が具体的に確定される補助金 (2)国・県との協調補助金 (3)国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金 (4)覚書・協定書に基づく補助金 (5)債務負担行為に基づく補助金 (6)新市建設計画に基づく補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象数が多く、審査時間が十分取れない。補助事業公募審査会の負担が大きい ・市が補助金の支出を行うことが不可欠である事業についても、公開審査の対象となっている ・政策的に必要な事業についても、補助限度額(新規100万円以内)等の制限から補助金で対応できない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「義務的」の(1)~(6)の項目に2項目を加え、8項目とする (7)市が制度を定め、不特定の個人に直接(団体等がとりまとめをする場合を含む)支出する補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等設置補助事業 ・全日本合唱コンクール全国大会派遣事業 ・別子山校区修学奨励補助事業 ・別子山校区通学援助事業 ・情緒障害児学級通学費補助事業 ・要医療行為児童看護支援事業 ・各種全国大会出場補助事業 ・国民体育大会派遣補助事業 ・愛媛スポーツ・レクリエーション祭派遣補助事業 (8)政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ①市が指定する社会福祉法人又は公益法人(上部組織が公益法人である場合を含む)に対する団体運営補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・(社福) 社会福祉協議会運営補助金 ・新居浜地区防犯協会運営事業 ・(社団) 新居浜市観光協会事業 ②他の市町村と共同して事業の補助をするもの <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護運営事業 ・新居宇摩農業共済組合育成事業 ③その他特別の理由を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・自治会コミュニティ施設等整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧制度において採択された事業の一部について、公開審査を不要とすることで審査の効率化と安定的な補助を行い、また、政策的課題の対応を可能とするため (7)については、市が制度を定めて取り組むものであり、市が自ら補助の必要性を判断することが適切であるため (8) <ul style="list-style-type: none"> ①については、今後も継続した財政支援が必要である公益性の高い法人等の運営を安定化させるため ②については、他の市町村と調整等により補助の必要性を判断することが適切であるため ③については、市が認定する補助金としての取り扱いが必要とされる特別な理由を有するものを対象とする <ul style="list-style-type: none"> ※自治会コミュニティ施設等整備事業については、地域コミュニティ活動支援交付金制度(自治会の財政の硬直化の緩和、まちづくりの実践等を目的にした制度)と整合性を保つため 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度以降の新規事業について、(1)~(8)の項目の該当確認は、補助事業公募審査会(一次審査等)で行う

番号	項目	旧制度	課題	新制度(案)	変更理由	備考
3	審査を行う機関	<ul style="list-style-type: none"> 全ての補助金について補助事業公募審査会の審査対象とする(採点評価は「義務的以外」のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「義務的」については行政が主体性を持って見直しを進めるべきと審査会等で意見が出されている 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会と市で役割を分担 市が認定する補助金の内、新規事業の該当確認は審査会が行うが、継続事業の該当確認及び事業の見直しは市が行うこととする 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会の負担を軽減するため 市が認定する補助金については、審査会で指摘された内容について、市が主体となり継続的な見直しを行うため 	
4	補助金予算の財源枠 (金額)	<ul style="list-style-type: none"> 市税収入の4%(全ての補助金対象) 685,791千円(平成20年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金枠の変動が大きく、また、「義務的」(特に施設建設補助金)により「義務的以外」の補助金の枠が大きく変動する可能性がある 翌年度の市税収入見込み(12月時点)により補助金枠を算出しているため、二次審査開催の必要性の有無が審査会直前まで確定できない。また、実際の市税収入と差が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会が公開審査する補助金だけの補助金枠を設定する 予算枠を定額とし、一次審査の前に補助金枠を確定させる 平成20年度の「義務的以外」の合計額(約153,000千円:交付金分除く)から市が認定する補助金へ移行する事業を除いた額を基本として、平成21年度の審査会が公開審査する補助金の枠を算定する 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の財源を安定化し、市民にとってわかりやすい制度とするため 市が補助金として支出する金額を明確化し、補助金枠の財源を安定化するため 補助金枠を確定することで採択決定が審査会開催時に可能となるため 	

番号	項目	旧制度	課題	新制度(案)	変更理由	備考
5	一次審査(書類審査)の採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・40点以上 採択 ・30点以上40点未満 二次審査へ ・30点未満 不採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査件数が非常に多く、一事業当たりの審査時間等が短い ・一次審査において30点未満の場合は、書類審査だけの判断で不採択となり、公開プレゼンテーションの機会が与えられない ・不採択の可能性が一事業でもあれば、30点以上40点未満の全ての事業(平成20年度は66事業)を対象とした二次審査を行うことになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査の採択基準等の変更を行うとともに、一次審査における30点未満の事業についても二次審査の対象とする ・40点以上 採択 ・40点未満については、得点が最下位の事業から順に、補助金枠に入らない事業数の2倍の事業数までの事業を対象として二次審査を行う。ただし、補助金枠に入らない事業数が1事業から5事業までの場合は、下位の10事業を全て二次審査の対象とする ・30点未満の場合は二次審査の対象とする ※30点未満の場合は、二次審査を受け、総得点48点以上を得ることを採択条件とする(その上で補助金枠内に入れば採択となる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査において30点未満の場合においても、二次審査による内容等の精査を経て、採否を決定するため ・一次審査の採択決定数を増加させることにより、補助団体の負担軽減を図るとともに、二次審査の効率化及び審査精度を高めるため 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査で18点未満の場合は、二次審査が満点であっても48点未満となるため不採択決定となるが、その場合でも次年度以降の申請を踏まえ、二次審査の対象となることができることとする
	二次審査(公開プレゼンテーション)の位置づけ等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の順位付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択、不採択の決定が翌年1月以降と遅くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択の決定 ・一次審査、二次審査の合計点が48点未満の場合は不採択とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査、二次審査時において採択の決定が可能となり、申請者にとって分かりやすい制度となるため ・一次審査、二次審査の合計点が満点(80点)の6割に満たない場合は、補助金として不適切と判断するため 	
	(補助金枠との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算査定後の金額 		<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の金額 		

番号	項目	旧制度	課題	新制度(案)	変更理由	備考
6	審査の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性、妥当性、効果効率性の3つの視点により、一次審査(10項目)、二次審査(6項目)を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・終期を迎えた事業が少ない ・旧制度開始時に補助事業の終期を3年間とし、経過後は継続の必要性の有無を判断するとしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に「補助継続の必要性」「自立に向けての取組」の欄を設け、審査項目「効果効率性」の判断材料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は自立するまでの一時的な財政支援であり、終期に向けての取り組みを促進するため 	
7	審査会(構成)	<ul style="list-style-type: none"> ・7名 学識経験者5名、公募委員2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働促進を目的とした新規事業が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・8名 学識経験者4名、市民代表委員2名、公募委員2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の協働等の観点から審査を行い、協働事業を促進するため 	
	委員の任期	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧制度においては、当初2年、委嘱替え後1年と変則となった 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間の時限制度であるため任期を3年間とする(任期を2年間にすると最終年度は1年間になること。また1年間では事業の事後評価ができないため) 	